

# 前橋市立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月30日  
前橋市教育委員会

## 第1 本計画策定の趣旨等

### 1 本計画の趣旨

働き方改革に関する関係法令が整備され、全国的にも取組が進められる中であって、学校における働き方改革、教職員の多忙化解消は喫緊の課題である。

前橋市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、平成20年に「教員のゆとり確保検討委員会」が示した「教員のゆとり確保に関する提言」をもとに、多忙化、長時間勤務の現状の改善を図ってきた。教職員の心身の健康や、ワーク・ライフ・バランスを保つことにより、子どもたちとしっかり向き合う時間が確保され、学校の教育力の一層の向上や、子どもたちの健やかな成長を支えることにつながるとの考えの下、各種非常勤職員の配置など、様々な取組を進めてきた。

平成30年以降は、「前橋市教職員のゆとり確保検討委員会」での協議等を経て、会議や研修等の削減・見直し、部活動の適正化に向けた取組、リーフレットの作成、音声ガイダンスの導入など、具体的な取組を進めてきたところであり、現在は、県の多忙化解消に向けた協議会の提言も踏まえ、各関係団体等との連携により、取組を進めている。

県においては、令和6年3月に策定された「群馬県教育ビジョン」（第4期群馬県教育振興基本計画）により、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて」という最上位目標を掲げ、教職員の働き方向上の観点から、多忙化解消、ワーク・ライフ・バランスの向上を含む働き方改革と併せて、教職員の「やりがい」や「意欲」の向上、教職の魅力向上のための施策を推進している。

国においても、教師の処遇改善、学校における働き方改革の一層の推進等を図るため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）を改正するとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）を全部改正し、令和7年9月25日付で告示した。

これにより、サービスを監督する教育委員会は、改正後の給特法第8条の規定により、国指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等が義務付けられた。

市教育委員会では、上記給特法及び国指針の改正を受けて、ここに「前橋市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校における働き方改革の更なる取組を進めていくものである。

### 2 本計画の対象者

本計画は、前橋市立学校の教育職員（給特法第2条第2項に規定するもの。以下「教員等」という。）を対象とする。

なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

### 3 本計画の期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

## 第2 本市の状況

### 1 本計画における「在校等時間」

国指針に示されている「在校等時間」を基本とする。  
具体的には、以下①+②-③-④の時間とする。

- ① 給特法第6条及び県条例第7条第2項に規定される業務（以下、「超勤4項目」という。）以外の業務を行う時間も含め、教員等が校内に在校している時間であって、外形的に把握することができる時間
- ② 校外における勤務で、職務として行う研修への参加や、児童生徒の引率等の職務に従事している時間等、超勤4項目以外の業務に従事する場合も含め、外形的に把握できる時間
- ③ 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間等、勤務時間から除くべき時間として、当該教員等が申告した時間
- ④ 上記の他、在校等時間として、合算しないことが適当であると校長が判断した業務に従事した時間

### 2 勤務時間の記録方法

- (1) 在校等時間の記録については、群馬県教育委員会が作成した「在校等時間記録ファイル」を使用する。
- (2) 校内環境の事情等から、上記「在校等時間記録ファイル」を直接使用できない教員等がいる場合には、適切な方法により記録を行う。
- (3) 当該記録は、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、各学校において、その管理及び保存を適切に行う。  
なお、当該記録については、記録が行われた年度を除き、3年間保存する。

### 3 時間外在校等時間の上限の目安時間

市教育委員会は、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」に基づき、「前橋市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という。）を制定し、教育職員の時間外在校等時間の上限に関し、以下のとおり定め、業務量の適切な管理を行っている。

#### 【規則の概要】

○前橋市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（前橋市教育委員会規則第3号）

#### 【原則】

時間外在校等時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行う。

- ① 1箇月 45時間以内
- ② 1年間 360時間以内

#### 【例外】

市教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の時間外在校等時間を次に掲げる時間又は月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- ① 1箇月の時間外在校等時間の合計時間について100時間未満
- ② 1年の時間外在校等時間の合計時間について720時間
- ③ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月又は5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において、1箇月当たりの時間外在校等時間の合計時間の平均時間について80時間
- ④ 1年のうち1箇月の時間外在校等時間の合計時間が45時間を超える月数について6箇月以内

## 4 本市の現状と課題

本市における教員等の令和6年度の時間外在校等時間の現状と課題は以下のとおりである。

### (1) 時間外在校等時間（月別平均時間）

時間外在校等時間 月別平均時間（時間／月）

年月	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	幼稚園（参考）
令和6年4月	38時間32分	45時間24分	23時間49分	39時間08分	17時間12分
5月	38時間16分	48時間28分	24時間10分	34時間57分	20時間41分
6月	33時間15分	41時間57分	17時間06分	40時間30分	24時間41分
7月	27時間10分	36時間18分	11時間28分	25時間17分	13時間23分
8月	1時間06分	6時間24分	0時間35分	15時間00分	2時間29分
9月	29時間40分	40時間42分	17時間07分	33時間53分	16時間08分
10月	36時間31分	42時間25分	18時間49分	36時間04分	26時間01分
11月	31時間23分	38時間01分	16時間07分	34時間23分	16時間03分
12月	26時間16分	30時間24分	14時間41分	28時間15分	11時間51分
令和7年1月	24時間02分	29時間19分	17時間54分	27時間46分	15時間06分
2月	25時間49分	28時間36分	17時間17分	25時間56分	17時間43分
3月	30時間15分	30時間44分	21時間03分	24時間02分	19時間32分
<b>令和6年度平均</b>	<b>28時間31分</b>	<b>34時間54分</b>	<b>16時間41分</b>	<b>30時間26分</b>	<b>16時間44分</b>

【毎月実施している時間外在校等時間調査より】  
（令和6年4月～令和7年3月）

#### 【現状】

令和6年度月別平均時間外在校等時間の平均は、小学校で28時間31分、中学校で34時間54分、特別支援学校で16時間41分、高等学校で30時間26分、幼稚園で16時間44分であった。これらの数値は、国が掲げる「令和11年度までに、1箇月の時間外在校等時間を平均30時間程度にする」という目標と比較すると、小学校、特別支援学校の平均時間ではすでに30時間を下回っている状況にある。一方、中学校では約5時間、高等学校では約30分程度多い状況にある。

小学校、特別支援学校については、令和6年度平均で30時間を下回っている点は、近年の働き方改革や業務改善施策の効果が現れていることを示している。ただし、30時間を下回っているからといって課題が解消されたわけではない。小学校では、平均30時間を超える月が複数存在しており、年度の平均で達成していても繁忙期の負担は依然として大きい。

中学校、高等学校では、部活動や学校行事など時間外在校等時間における時間外勤務の要因が多く、令和6年度平均で約35時間となっている状況ではあるが、中学校の令和5年度の時間外在校等時間の平均は39時間18分で約4時間程度、高等学校の令和5年度の時間外在校等時間の平均は33時間26分で約3時間程度改善傾向がみられる。小学校同様、繁忙期の負担が大きい現状がある。

また、80時間超えの教員も存在しており、教員等の時間外在校等時間が二極化している現状もあり、業務負担が偏り、個人差が大きい傾向にある。

特別支援学校においては、医療的ケアや個別支援計画作成など専門性の高い業務が集中し、精神的に負担が大きくかかるなど、時間外在校等時間だけで計ることのできない現状もある。

(2) 1年間時間外在校等時間

下の表は、本市の小学校、中学校、特別支援学校、高等学校における教員等の令和6年度の年間時間外在校等時間を、年間360時間を基準として分類した割合を示している。

令和6年度 年間時間外在校等時間360時間以内・超えの教員等の割合 (%)

1年間(個人)	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	幼稚園(参考)
360時間以内の教員等の割合	59.81%	42.86%	94.44%	54.17%	90.0%
360時間超えの教員等の割合	40.19%	57.14%	5.56%	45.83%	10.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【毎月実施している時間外在校等時間調査より】

【現状】

令和6年度における教育職員一人当たりの年間時間外在校等時間を分析した結果、360時間を超える教員等の割合は小学校で40.19%、中学校で57.14%、特別支援学校で5.56%、高等学校で45.83%であった。これは、月平均で約30時間を超える勤務を意味し、国が掲げる「令和11年度までに月平均30時間程度」という目標を個人レベルでみると、小学校では約4割、中学校では約6割、高等学校では4~5割が未達成であることを示している。一方、特別支援学校では9割以上が目標を達成している現状がある。

この結果から年度平均では目標を達成していても、個人的にみると負担の偏りが顕著であることがわかる。特に、中学校、高等学校では部活動や学校行事などが、教員の長時間勤務を招いていることが考えられる。月80時間超に達する月が複数ある教員も存在し、過重な勤務は心身の健康リスクを高めるだけでなく、教育の質にも影響を及ぼす可能性があることが課題である。

(3) 時間外在校等時間の推移

各学校(園)における時間外在校等時間45時間超え・80時間超えの教員等の割合の変化 (%)

年月	小学校		中学校		特別支援学校		高等学校		幼稚園(参考)	
	45時間超え	80時間超え	45時間超え	80時間超え	45時間超え	80時間超え	45時間超え	80時間超え	45時間超え	80時間超え
平成30年11月		3.2%		17.4%		0%		10.8%		0%
令和元年11月	32.3%	1.0%	51.3%	11.9%	3.7%	0%	26.9%	9.5%	5.3%	0%
令和2年11月	23.9%	0.7%	46.8%	9.4%	2.0%	0%	32.6%	9.3%	0%	0%
令和3年11月	29.5%	0.8%	48.8%	8.3%	7.1%	0%	34.8%	4.3%	0%	0%
令和4年11月	28.3%	1.5%	41.5%	6.3%	7.1%	0%	33.3%	8.3%	0%	0%
令和5年11月	27.9%	1.3%	34.1%	5.0%	8.0%	0%	29.2%	10.4%	0%	0%
令和6年11月	29.3%	1.4%	31.1%	4.3%	3.6%	0%	29.2%	6.3%	10.0%	0%
令和7年11月	24.0%	0.8%	29.3%	3.1%	3.1%	0%	25.2%	6.3%	0%	0%

【毎月実施している時間外在校等時間調査より】

※平成30年度は80時間超えの割合のみ調査実施

## 【現状】

小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の各校種ともに、緩やかな改善傾向がみられる。この背景には、業務削減、ICT活用等、各学校における働き方改革への意識の高まりと取組の努力であると考えられる。

一方で、令和7年11月時点で小学校、高等学校では約4人に1人、中学校では約3～4人に1人が45時間超えとなっており、小学校の約100人に1人、中学校の約33人に1人が80時間超えという状況である。中学校、高等学校においては、80時間超えの教員等が一定数おり、部活動による大幅な超過勤務が原因の一つとして考えられる。

## 第3 本計画の目標

### 1 時間外在校等時間に関する目標

以上の現状を踏まえ、次のとおり目標を定める。

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合  
令和11年度までに100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間  
令和11年度までに、一人あたり30時間を下回るようにする。

### 2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%以下とする。【令和6年度 9.73%】

※全国平均14.6%（令和6年度公益社団法人全国労働衛生団体連合会）

※ストレスチェックの評価基準は、おおよそ全体の10%程度が高ストレス者となるように設計されている。

- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする。【令和6年度 80.6】

※仕事のストレスが従業員の健康に与える影響度を示す指標で、全国平均を100とし、数値が高いほど健康リスクが高い。

・教員等が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 第4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、給特法改正の趣旨を踏まえ、学校現場における業務の見直しと働き方改革を一層推進するため、業務量管理・健康確保措置を具体化した。本計画では、業務の3分類に基づく整理を行い、ICT活用や外部人材との連携など、効率化と負担軽減を両立する取組を以下に示している。これにより、教員等が本来の教育活動に専念できる環境を整備し、児童生徒へのより良い教育を目指す。

### 1 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

#### (1) 学校以外が担うべき業務

##### ◆通学路の見守り活動等（3分類①関係）

・通学路の安全確保については、保護者や地域、関係団体との連携を図りながら、見守り活動や通学路の安全点検・整備を継続的に実施する。

##### ◆過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類⑤関係）

・過剰な苦情や不当な要求への対応については、スクールロイヤーなどの専門家と連携し、事案に応じた助言や支援を受けながら対応を行う。

#### (2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### ◆調査・統計等への回答（3分類⑥関係）

・教員等の専門性に深く関わるものを除き、事務職員の協力を得ながら回答を行う。

- ・校内の情報・データを整理し、デジタルツール等の活用により、調査・統計等への負担軽減を図る。
- ◆ICT 機器・ネットワーク設備の保守管理（3分類⑧関係）
  - ・ICT 機器や校内ネットワーク設備の保守・管理については、委託業者を中心に整備し、教員等の業務負担軽減と安定的な運用を図る。
- ◆部活動の運営（3分類⑨関係）
  - ・部活動ガイドラインに基づき、活動時間や休養日の基準を遵守する。
  - ・部活動の指導においては、部活動外部指導協力者や部活動指導員の配置、地域クラブへの地域展開・連携を推進することにより、教員の負担軽減を図る。
  - ・部活動指導員に対し、研修等を通じて、部活動の適正化やガイドラインの浸透を図る。
- (3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
  - ◆授業準備（3分類⑩関係）
    - ・校務補助員等の支援スタッフとの協働やICTの活用により、教材研究や授業準備等の業務負担を削減するとともに、授業改善に向けた具体的な取組を定期的に見直す。
  - ◆学習評価・成績処理（3分類⑪関係）
    - ・ICTの活用により、学習評価及び成績処理に係る業務の効率化と正確性の向上を図る。
  - ◆学校行事の準備・運営（3分類⑫関係）
    - ・修学旅行等の学校行事に関する調整や準備業務については、事務職員や旅行業者等との協働体制を構築し、修学旅行費の取扱いや行程の検討などに係る教員の業務負担軽減を図る。
  - ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応
    - ・必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門スタッフ及び警察や児童相談所などの行政機関等を活用する。
    - ・不登校支援においては、教育支援教室や不登校児童生徒オンライン支援「まえばしコネクト」を活用し、学習支援・相談支援を推進する。

#### (4) 上記3分類以外の措置の推進

前橋市においては、教員等の業務負担軽減と校務の効率化を図るため、学校現場における以下の具体的な措置を推進する。

- ◆校務支援システムの活用
  - ・校務支援システムを活用し、ペーパーレスによる情報の共有や管理を推進し、印刷・配布の手間を削減する。
  - ・文書のデジタル化を促進し、文書管理の効率化と必要な文書へのアクセス性の向上を図る。
- ◆勤務時間外の電話対応
  - ・勤務時間外の電話対応については、留守番電話および自動応答での対応を推進する。
  - ・保護者や地域住民に対しては、対応可能な時間帯を明確に周知する。
- ◆学校行事・研修の精選・オンライン化
  - ・学校行事や研修については、目的や効果を精査し、学校行事の教育的な効果も確認しつつ教職員の業務負担軽減を図る。
  - ・研修については、研修効果を鑑みオンライン研修を活用し、移動時間を削減する。
  - ・各校においては、年間計画の段階で会議・研修の必要性を検討し、効率のかつ効果的な運営を目指す。

## 2 教員等の健康及び福祉の確保に関する取組

教員等の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ◆1 箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に医師による面接指導を実施する。
  - ・月時間外勤務80時間超えの教員等に対して、本人からの申し出により、医師による面接指導を実施（労働安全衛生法に基づいた対応）。
  - ・月時間外勤務100時間以上、または複数月平均80時間超えの教員等に対して、本人からの申し出の有無に関わらず、医師による面接指導を実施する（人事院規則に基づいた対応）。

- ◆ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して、職場環境の改善を推進する。
  - ・労働安全衛生法で実施が義務付けられていることから、目標値は100%とする。（令和7年度実績は91.7%）
- ◆ 心身の健康問題についての相談窓口等を周知する。
  - ・公立学校共済の相談窓口、群馬県教育委員会のメンタルヘルス研修を周知する。
- ◆ 上記に関連する取組、今後のフォローアップについて
  - ・関係部局・関係機関と連携し、学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保に取り組む。
  - ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、群馬県教育委員会が作成した「在校等時間記録ファイル」を活用することで把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等の目標の達成状況については、ストレスチェックの結果及び業務量管理調査から把握する。

## 第5 実効性の確保

本計画は、学校における働き方改革、多忙化解消に向けた総合的な方策の一環として策定するものであり、多忙化解消に向けた他の方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識する。また、本計画の実効性を確保するため、市教育委員会及び校長、各教職員は、以下の取組を進める。

### 1 前橋市教育委員会における取組

- ・市教育委員会は各学校における在校等時間の記録状況を把握、分析するとともに、長時間労働という働き方の改善に向けて校長と連携しながら取組を推進する。
- ・在校等時間記録ファイル、ストレスチェック、業務状況調査など複数のツールを活用し、目標達成状況を定量的（勤務時間、業務量）および定性的（職場環境、教職員の意識）に把握し、改善のPDCAサイクルを確立する。
- ・教職員の在校等時間の状況を把握し、総合教育会議等において、計画の進捗状況を定期的に報告することで、関係機関との連携を強化する。

### 2 前橋市立学校における取組

- ・各学校は、休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守する。
- ・各校長は、本計画や学校における働き方改革の意義及び目的が校内において十分共有されるようにするとともに、各教職員の勤務状況等を把握した上で、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を継続的に進める。
- ・各校長は、教員等の在校等時間を把握し、前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻までに一定時間を確保する。
- ・特に、規則で定める時間外在校等時間の上限の範囲を超えた教員等がいる場合には、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、以降当該上限の範囲を超えることのないよう、速やかに必要な措置を講じる。
- ・教員等は、学校における働き方改革の趣旨や目指すべき方向性を共有するとともに、在校等時間記録から、自らの働き方を振り返り、業務改善や効率化を意識しながら、業務を遂行する。

### 3 保護者・地域・関係団体との連携

- ・市教育委員会及び各学校は、学校における働き方改革や、本計画の趣旨等について、保護者や地域住民等に対して広く周知し、理解を得るよう努める。
- ・前橋市立学校は、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえ、本計画に基づいて教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。